

政令第百九十九号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。